

南牧村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 南牧村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和26年12月27日	計画給水人口	4,194 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法非適用	現在給水人口	1,588 人
		有収水量密度	0.18 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	11	管 路 延 長	52.7 km
	配水池設置数	11		
施 設 能 力	2,229 m ³ /日	施 設 利 用 率	96.7 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・メーターの口径に関係なく、基本料金と従量料金を設定している。 ・基本料金は月額1,500円(10m³)で1m³超過することにより50円を加算する。(2箇月ごとの検針及び料金徴収のため、基本料金が3,000円(20m³)となる)。 ・水道料金=(基本料金+従量料金)×消費税【消費税及び地方消費税】 		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成9年4月1日		

<料金表>

メーター口径	基本料金(20m ³) (2箇月分)	超過料金 (1m ³ につき)	備考
全口径 13mm ~50mm	3,000円	50円	検針及び料金徴収が2箇月ごとであるため基本料金は3,000円(20m ³)となる。

④ 組織

振興整備部 振興整備課 水道係:職員数2名(水道業務、浄化槽業務に従事)

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

年齢	61歳～	51～60歳	41～50歳	31～40歳	～30歳	合計
人数	人	人	1人	1人	人	2人
役職名			(主幹)	(主任主事)		

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ・水質検査業務を民間業者へ委託。
- ・検針業務、水道施設の清掃、浄水場管理業務(施設巡回)等については村民に委託。
- ・村民と行政で連携を図りながら管理運営することで効率化と経費削減を図っています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

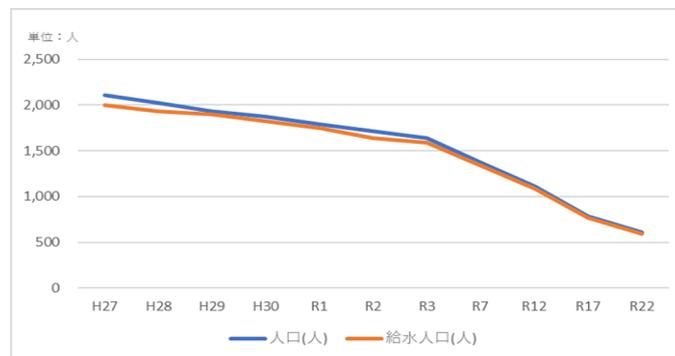
経営比較分析表のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

- ・人口減少に伴い給水人口も減少を予測しています。
- ・H27～R3までの人口、給水人口は決算統計の数値
- ・R7以降の給水人口は「第五次南牧村総合計画(2021～2030)」の人口推移を基に予測。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R7	R12	R17	R22
人口(人)	2,106	2,025	1,935	1,877	1,786	1,717	1,636	1,373	1,114	789	609
給水人口(人)	1,997	1,935	1,896	1,826	1,747	1,639	1,588	1,334	1,084	765	590



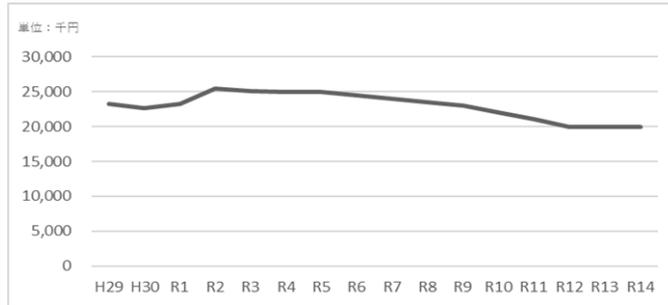
(2) 水需要の予測

・人口減少により水需要も減少傾向が続くと予測しています。
 ・人口減少対策として、空き家紹介、村官住宅の建設、働き場の確保などを行い水需要の供給対策を行っています。

(3) 料金収入の見通し

・人口減少に伴い、水需要、料金収入も減少していく見込みである。
 ・令和元年から令和2年度の料金収入の増額は、組合管理であった水道施設が村営化となり使用者増に伴う一時的な料金収入の増額であり、数年は横ばい状態と見込み、その後は減少していく見込みである。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
料金収入(千円)	23,195	22,700	23,306	25,436	25,091	25,000	25,000	24,500	24,000	23,500	23,000	22,000	21,000	20,000	20,000	20,000



(4) 組織の見通し

・振興整備部 振興整備課 水道係:2名
 ・村内15箇所(簡易水道、小水道)の水道施設を村営で管理。水質検査、メーター検針、施設巡回、清掃等を既に委託しているが、引き続き業務体制を検討する必要がある。

3. 経営の基本方針

- 1) 安全な水の確保と供給 …… 安全で安定した水の供給を行う。
- 2) 水道施設の適正な管理 …… 施設の現状を把握し管理業務を行い、計画的に施設等の維持補修及び更新を図る。
- 3) 安定した運営体制の確立 …… 業務の効率化による経費等の削減を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	水道施設や管路の点検を行い、重要度や老朽度を把握し、優先順位を立てて更新・改修を計画的に実施。

・既存施設の老朽化に対応するため状況を把握し、施設・設備の長寿命化等の投資の平準化を図りながら更新・改修を進めていきたい。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	安定した経営基盤確立のために、業務の効率化、経費削減への一層の取り組み。

・国庫補助金、交付金事業等や企業債など有利な事業を活用し財源確保に努める。
 ・人口減少に伴う料金収入の減や老朽化を迎える施設の更新・改修に係る費用が必要となるため財源確保として、水道料金の改定についても検討が必要になってくると考えられる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・本村の地形的条件等により、各簡易水道を統合することは難しく合理化は期待できないが、個々の水道施設・設備については経費の削減に努める。
 ・委託料に関する事項 …… 既に委託している業務もあるが、多くの業務を計画的に民間等に委託し、業務の効率化・経費の削減に努める。
 ・修繕費に関する事項 …… 多くの施設が老朽化のため維持補修を行いながら、計画的な施設の更新が行うよう努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現時点では広域化に関する具体的な計画はないが、群馬県水道ビジョンの策定に係る広域連携検討会等により広域化(西毛ブロック)の検討を行っている。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	水質検査は民間事業者、メーター検針、水道施設の巡回、清掃等は村民やシルバー人材センター等へ委託し、経営の効率化を図っている。今後も委託できるものの検討を図っていききたい。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努める。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現時点での施設の統廃合の予定はなし。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の水需要の動向を見ながら、管路の更新の際に口径や施設規模の見直し等の検討を行う。
その他の取組	

② 財源についての検討状況等

料 金	水道事業の安定運営と施設更新を実施するため、料金改定も視野に入れ検討を図る。
企 業 債	今後大きな工事を予定していないが、施設の老朽化の状況で工事は必要となってくる。その際には過剰な将来負担を残さないためにも必要な額を適正に見込みたいと考える。
繰 入 金	国が定める繰出基準による繰出金のほか、補填のための一般会計繰出金が必要となっています。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	施設の更新に合わせて再生可能エネルギーの導入について検討を行う。
その他の取組	新規事業を行う際は、国の補助事業の活用や交付金措置の利用などは貴重な財源となるため、適正な利用の検討を行う。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営戦略策定後、策定内容の実効性を確認するうえで『PDCAサイクル』(Plan/計画、Do/実行、Check/検証、Action/改善)による計画の見直しが重要である。 年度ごと、決算書及び経営比較分析表であらわされた各種指数を分析し、経営の基本方針に挙げた項目の進捗の確認評価を行って、取り組みが芳しくない場合や期待した成果が得られない場合には、策定して手法や計画の変更を検討していく必要がある。 経営戦略は、令和7年度に改定を行い、その後も必要に応じて見直しを実施する。
-------------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	35,828	28,932	34,384	36,147	34,919	34,955	34,890	34,922	34,954	34,986	35,017	35,047
		(1) 営 業 収 益 (B)	25,878	26,274	25,507	25,603	24,760	24,260	23,760	23,210	22,210	21,210	20,210	20,210
		ア 料 金 収 入	25,436	25,091	25,000	25,000	24,500	24,000	23,500	23,000	22,000	21,000	20,000	20,000
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	442	1,183	507	603	260	260	260	210	210	210	210	210
		(2) 営 業 外 収 益	9,950	2,658	8,877	10,544	10,159	10,695	11,130	11,712	12,744	13,776	14,807	14,837
		ア 他 会 計 繰 入 金	9,948	2,657	8,876	10,543	10,158	10,694	11,129	11,711	12,743	13,775	14,806	14,836
		イ そ の 他	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2 総 費 用 (D)	34,905	25,529	31,409	34,238	33,212	33,248	33,183	33,215	33,247	33,279	33,310	33,340
		(1) 営 業 費 用	34,291	24,417	30,748	33,313	32,379	32,409	32,339	32,369	32,399	32,429	32,459	32,489
		ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	12,596	12,624	14,412	14,442	14,472	14,502	14,532	14,562	14,592	14,622	14,652	14,682
		イ そ の 他	21,695	11,793	16,336	18,871	17,907	17,907	17,807	17,807	17,807	17,807	17,807	17,807
		(2) 営 業 外 費 用	614	1,112	661	925	833	839	844	846	848	850	851	851
		ア 支 払 利 息 うち一時借入金利息	45	29	18	25	33	39	44	46	48	50	51	51
イ そ の 他	569	1,083	643	900	800	800	800	800	800	800	800	800		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	923	3,403	2,975	1,909	1,707	1,707	1,707	1,707	1,707	1,707	1,707	1,707		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	6,586	2,569	8,386	1,100	2,000	2,241	3,120	3,124	3,467	3,691	3,916	4,141
		(1) 地 方 債 うち資本費平準化債		2,200	8,000	1,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		(2) 他 会 計 補 助 金	3,012	369	386		241	1,120	1,124	1,467	1,691	1,916	2,141	
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他	3,574											
		2 資 本 的 支 出 (G)	7,411	5,109	10,938	2,607	3,507	3,748	4,627	4,631	4,974	5,198	5,423	5,648
		(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費	7,058	4,740	10,552	2,607	3,507	3,507	3,507	3,507	3,507	3,507	3,507	3,507
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	353	369	386		241	1,120	1,124	1,467	1,691	1,916	2,141	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 825	△ 2,540	△ 2,552	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507	△ 1,507		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	98	863	423	402	200	200	200	200	200	200	200	200
積 立 金 (K)	102	863	423	402	200	200	200	200	200	200	200	200
前年度からの繰越金 (L)	4											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99.0	98.7	108.1	105.6	105.1	104.4	101.7	101.7	100.7	100.0	99.4	98.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	25,878	26,274	25,507	25,603	24,760	24,260	23,760	23,210	22,210	21,210	20,210	20,210
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	755	385	2,585	10,200	11,300	13,300	15,058	15,937	16,693	17,225	17,533	17,616

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分												
収益的収支分	9,948	2,657	8,876	10,543	10,158	10,694	11,129	11,711	12,743	13,775	14,806	14,836
うち基準内繰入金	23	15	9	12	16	19	22	23	24	25	25	25
うち基準外繰入金	9,925	2,642	8,867	10,531	10,142	10,675	11,107	11,688	12,719	13,750	14,781	14,811
資本的収支分	3,189	554	579			361	1,680	1,686	2,200	2,536	2,874	3,211
うち基準内繰入金	177	185	193			120	560	562	733	845	958	1,070
うち基準外繰入金	3,012	369	386			241	1,120	1,124	1,467	1,691	1,916	2,141
合 計	13,137	3,211	9,455	10,543	10,158	11,055	12,809	13,397	14,943	16,311	17,680	18,047

経営比較分析表（令和3年度決算）

群馬県 南牧村

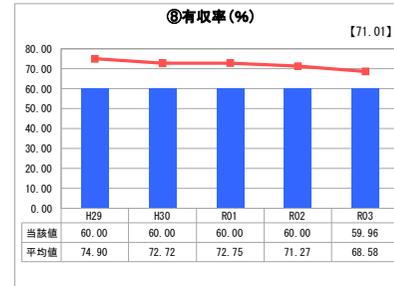
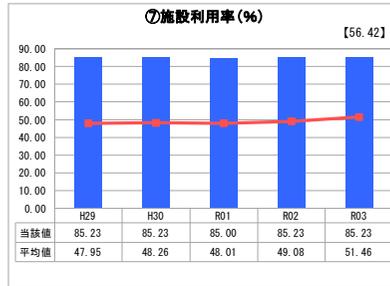
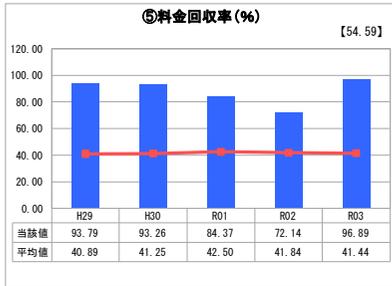
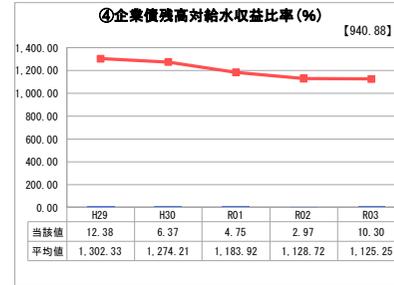
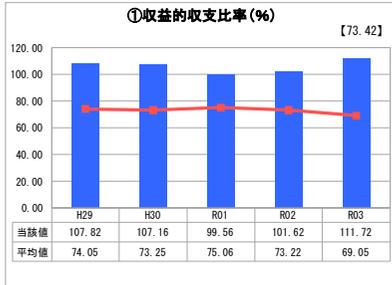
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	
-	該当数値なし	98.15	2,200	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,636	118.83	13.77
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,588	24.30	65.35

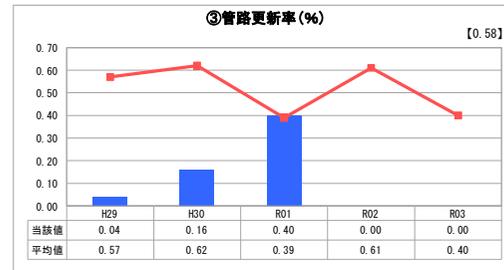
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

(1) ①加入者増により料金収入が増額となった。収支比率は100%を上回った。引き続き上昇するよう努めたい。
 ④他の類似団体と比べると大幅に低くなっている。その原因として施設設備の更新の先送りなどが考えられる。
 ⑤前年度より供給単価、給水原価は下がったが回収率は上昇した。引き続き回収率の向上に努めたい。
 ⑥近年は類似団体と比較しても低い比率となっているが今後の更新等で比率が上がることも考えられる。
 ⑦類似団体が約50%に対して、約85%を保っている。今後この比率が下がらないよう管理していく必要がある。
 ⑧類似団体に比べ、低い有収率となっている。有収率向上のために漏水対策などに努めたい。
 (2) 南牧村では今後、施設の老朽化等により施設の更新が必要となる箇所が多くなっていく。そのため給水に係る費用の削減や料金回収率を現在の比率より高くなるような取り組みが必要になってくる。
 上記⑧の有収率が低くなっている主な原因として漏水が考えられる。施設の老朽化による漏水及び冬期の凍結による水道管の破裂などが考えられる。
 今後、有収率を上げるためには施設の更新や適正な施設管理を行いに取り組みることが重要である。

2. 老朽化の状況について

③管路更新率
 (1) 南牧村では現在異常が見受けられる管路の更新や水道管の接続に伴う水道管の布設を行っている。
 (2) どの施設も老朽化してきているため、施設、管路の状況や現状(経年数)を把握し、施設の管理運営を行いながら、計画的に管路等の更新を行う必要がある。

全体総括

(1) 施設・管路の老朽化に対して計画的な更新を行っていくこと、冬期に頻発する漏水に対して対策をより強化していくことなどがあげられる。
 (2) 施設・管路の老朽化に対する更新については、経年数や現在の状況を把握し、施設設備については、定期的に業者へ点検等を依頼することで、必要な箇所から順を追って計画的な更新を行いたい。計画的に行うことにより費用の削減に繋がることが考えられる。
 (3) 冬期の漏水対策については、管に保温材などを使用しているが、気温がより低下する地域についてはより一層の対策を行いたい。また家庭の水道に関しては、村の告知放送やテレビなどを活用して、凍結・漏水対策などの強化に努めていきたい。